



平成30年4月26日

各位

上場会社名 南海辰村建設株式会社
代表者名 取締役社長 口野 繁
(コード番号 1850 東証第2部)
問合せ先 取締役 山本 昇
執行役員 山本 昇
管理本部長
(TEL 06-6644-7802)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、株式併合および定款の一部変更について、本年6月開催予定の第75回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的な内容については、平成30年5月の取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取組みを進めており、移行期限を平成30年10月1日に決定しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、取締役会決議により行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、下記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合を行う理由

単元株式数を変更するにあたり、当社株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について10株を1株にする株式併合を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に応じて、現行の4億7,000万株から4,700万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質的に9月28日）の最終株主名簿に記録された株主さまの所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	288,357,304株
併合により減少する株式数	259,521,574株
併合後の発行済株式総数	28,835,730株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,789名（100.0%）	288,357,304株（100.0%）
10株未満所有株主	63名（1.3%）	124株（0.0%）
10株以上所有株主	4,726名（98.7%）	288,357,180株（100.0%）

（注）本株式併合を行った場合、保有株式数10株未満の株主さま63名（所有株式数の合計は124株）は、当社株主としての地位を失うことになります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主さまに対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億7,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,700万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

(下線部分：変更箇所)

4. 日程

取締役会決議日	平成30年 4月26日
定時株主総会開催予定日	平成30年 6月22日 (本定時株主総会)
株式併合の効力発生日	平成30年10月 1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成30年10月 1日
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月 1日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1, 000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。

今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q3. 単元株式数の変更および株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1, 000株から100株に変更いたします。

併せて、当社株式につき、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値への影響はありません。

株式併合後においては、株式併合前と比して、株主さまがご所有の当社株式数は10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となり、株価につきましても理論上は10倍となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および資産価値等は、理論上、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	
ご所有株式数	1, 000株	100株	10分の1
株価	70円	700円	10倍
資産価値	70, 000円	70, 000円	変化なし

Q5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株式併合により、株主さまがご所有の当社株式は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主さまのご所有株式数および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,234株	1個	123株	1個	0.4
例③	567株	なし	56株	なし	0.7
例④	3株	なし	なし	なし	0.3

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③および④のような場合）は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、その代金を端数株式が生じた株主さまに対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。この代金につきましては、平成30年12月上旬にお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることもできます。具体的なお手続きにつきましては、証券会社に口座をお持ちの株主さまはお取引の証券会社、証券会社に口座をお持ちでない株主さまは三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（電話 0120-782-031（フリーダイヤル））までお問い合わせ下さい。

Q6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成30年 6月22日	第75回定時株主総会
平成30年 9月25日	1,000株単位での売買最終日
平成30年 9月26日	100株単位での売買開始日
平成30年10月 1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成30年10月下旬～11月上旬	株式割当通知の発送
平成30年12月上旬	端数株式処分代金のお支払い

Q7. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

特に必要な手続きはございません。

【お問い合わせ先】

証券会社に口座をお持ちの株主さま
株主さまの口座のある証券会社

証券会社に口座をお持ちでない株主さま
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

以 上